

2022年4月現在

修正箇所		内容	理由他	関係機関の参照先URL																								
p.113	上段表中	通勤手当の金額	10万円→ 15万円	法改正による https://www.nta.go.jp/users/gensen/tsukin/index2.htm																								
p.115	上段表	割増賃金率	下記、新設 原則 時間外労働に、「60時間超 150%」を追加。	2023年4月より変更 現状は変更なし https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000501860.pdf																								
p.119	上段表	社会保険料率表	「抗内員・船員」の区分がなく一本化	法改正による。 表自体は年次改定があるため、 毎年更新あり。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r3/ippan/r30213tokyo.pdf																								
p.119	下段表	雇用保険料率表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th>①</th> <th>②</th> <th colspan="2">①+②</th> </tr> <tr> <th>労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)</th> <th>事業主負担</th> <th>失業等給付・育児休業給付の保険料率</th> <th>雇用保険二事業の保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>3/1,000</td> <td>6.5/1,000</td> <td>3/1,000</td> <td>3.5/1,000</td> </tr> <tr> <td>(3年遡)</td> <td>3/1,000</td> <td>6/1,000</td> <td>3/1,000</td> <td>3/1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9.5/1,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	①	②	①+②		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	(3年遡)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000					9.5/1,000	年次改定で毎年見直しが入る。 現状は左のとおり https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf
事業の種類	①	②	①+②																									
	労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率																								
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000																								
(3年遡)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000																								
				9.5/1,000																								
p.120	下段本文	用紙が2枚になり、項目が追加された	「給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者控除申告書」 →「 給与所得者の保険料控除申告書 」 「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼 所得金額調整控除申告書 」	法改正による https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/r4bun_04_input.pdf https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/r4bun_06.pdf																								
p.121	図③の<必要な書類及び計算表>																											
p.120	下段本文	法改正による名称変更	「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」 →「 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 」	法改正による ※個別配賦の用紙のため、国税庁の公開フォーマットはありません																								
p.121	図⑥の<必要な書類及び計算表>																											
p.170	上段本文	法改正による変更	繰越欠損金として9年間→ 10年間	法改正による https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5762.htm																								
p.173	上段表	事業税率変更	右記リンクの表に変更 外形標準課税適用法人 所得割 1.5%→0.495% 2.2%→0.835% 2.9%→1.18% 付加価値割 0.48%→1.26% 資本割 0.20%→0.526% 外形標準課税適用法人以外 所得割 2.7%→3.5% 4%→5.3% 5.3%→7.0%	法改正による https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/houjinji.html#ho_02_02																								
		名称変更	地方法人特別税→特別法人事業税	法改正による https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/tokubetsu_houjin.html#gaiyo_01																								
		税率変更	148%→260% 81%→37%	法改正による																								
p.175	下段図	消費税率	6.3%→7.8% 1.7%→2.2% 8%→10%	法改正による https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6303.htm																								